

とかしき



もくじ

★今月の主な内容

- ◎施政方針について
- ◎船舶の運休・運航体制について
- ◎一般ゴミの出し方について
- ◎特別弔慰金について
- ◎学校給食費無償化について
- ◎港駐車場の利用方法について
- ◎行政相談について

★その他、各課からのお知らせ

渡嘉敷村の人口・世帯数

令和7年3月31日現在

令和	7年2月末	7年3月末	比較
世帯数	408	398	-10
渡嘉敷	440	414	-26
阿波連	217	214	-3
前島	2	2	0
計	659	630	-29

令和7年度施政方針

1) はじめに

令和7年度嘉敷村議会3月定例会の開会、令和7年度の当初予算案などの議案審議に先立ち、まず村政運営に当たっての私の所信を申し述べ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。令和4年11月に村長に就任してから2年3ヶ月余り、村民の福祉の向上、安全・安心を第一にいろいろな課題に向き合って参りました。村民や事業者の皆様、議員各位はもちろんのこと、村内の関係団体・機関、沖縄県や国のお力添えに心から感謝を申し上げる次第でございます。今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2) 行財政運営について

行財政運営においては、「渡嘉敷村第五次総合計画」を基本とし、時代に合わせた新たな本村の将来像の設定とその実現に資する政策をまとめ、持続可能なむらづくりを進めるための新たな視点に立脚した行財政運営を継続して進めてまいります。

財政基盤の強弱を示す本村の財政力指標は、0.10（令和5年度）となっており、県平均の0.38を下回り、自主財源確保は必要不可欠となっています。

人口減少や少子高齢化の進行、村民ニーズの多様化等により、財政状況の悪化が懸念される中、適切な行政運営や行政サービスの提供が求められています。財源に限られる中、ICTやAI等の導入による業務の効率化を図るとともに、全庁的な連携体制や関係機関等との連携体制を強化し、本村の現状や住民ニーズ等に柔軟に対応することができる体制づくりを進める必要があります。自治体運営の効率化や、住民サービスの向上を図るために継続して組織改革とデジタル人材の育成を進めてまいります。

効果的・効率的な財政運営の推進については、PDCA（事業の評価）を徹底し一般財源による支出の優先順位を明確化、効率的な事業の見極めを実施、重点的配分を行ってまいります。財政状況の分析・公表を積極的に行うとともに、事業効果や費用対効果など重要度、緊急度等を総合的に勘案し効果的・効率的な財政運営に努めてまいります。また、課税対象の的確な把握や、収納率の向上、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税への取り組みを強化し、自主財源の確保を図るとともに、国・県等の制度事業を積極的に活用しながら事業を展開していくとともに、村事業の進捗や成果を確認できる仕組みづくりと、新たに課（産業振興課：仮称）の設置に向け継続して取り組み健全で開かれた村政運営に努めてまいります。

3) 人材確保と育成について

職場環境の充実や職員意識の改革、職員研修の充実などをすすめるとともに、人事評価シートを活用し、地方分権時代の担い手にふさわしい人材の育成、職員の資質の向上への取り組みの推進に努めてまいります。また、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化の推進に向け、継続して自治体DXを推進し庁内業務の効率化、省力化に努めて参ります。自治体DXを進めるにあたっては費用対効果等を検討したうえで必要に応じて行政手続等に対する村民の負担軽減をはじめ、デジタル技術を活用して業務の効率化を図り施策等新たな取り組みに注力できる環境を整えていくため、一昨年度から村と包括的連携協定を結んだ、おきなわフィナンシャルグループから派遣して頂いている専門人材の活用を継続するとともに、新たに民間企業からの外部登用による人材確保、大学等のインターンシップ研修等を積極的に受け入れ、関係人口の構築を継続して参ります。

4) 沖縄振興特別推進市町村交付金について

沖縄振興特別推進市町村交付金、いわゆる一括交付金については、沖縄県において、令和4年5月に新たな「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」が策定され、令和4年度から令和13年度までの10年計画がスタートしており、SDGsを取り入れた社会・経済・環境を基軸とした施策を展開し、沖縄振興に

資する事業に取り組む内容となっています。

村においても、同計画に基づき、地域の振興に資する事業を実施してまいります。

令和7年度については、引き続き沖縄県による「離島住民等交通コスト負担軽減事業」による船舶運賃の低減、村が実施する事業として「観光総合推進事業」「美化清掃事業」「観光振興事業」「海域安全確保事業」「自動車航送コスト負担軽減事業」「小学校学習支援員配置事業」など10事業を継続し新規に「教育相談支援事業」「ICT教育支援事業」を実施してまいります

5) 沖縄離島活性化推進事業費補助金について

国の直轄事業として平成29年3月に制定されました「沖縄離島活性化推進事業費補助金」については、同補助金を令和4年度から活用し、令和5年度に高速船の買取支援に伴う「離島航路安定化事業」、村外からの保育士・幼稚園教諭・看護師等の資格就労者を受入れるための「移住就労者用住宅確保事業」で、4棟の住宅整備を完了しております。また、7年度においては、本村を卒業し進学する生徒を対象に「渡嘉敷村十五の春応援事業」「渡嘉敷村高校生健康維持支援事業」を実施し、保護者の経済的負担軽減を図ってまいります。

6) 令和6年度の施策の概要について

1. 住民福祉と保健事業の推進

(1) 高齢者福祉について

日本では、少子高齢化と人口減少が急速に進み、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には、4人に1人が75歳以上という超高齢者社会が到来することが予想され、介護を必要とする要介護者や認知症高齢者及び生活支援ニーズも増加が予測され、これまで以上に介護サービスが必要になると考えられますが介護の担い手が減少する中、介護サービスで高齢者を支えることが難しくなっており大きな課題に直面しております。

高齢者のみなさまが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、配食サービスや介護予防事業、医療、介護機関が連携し包括的に支援する体制を整備してまいります。取り組みとしては、包括支援センターの機能を維持し、高齢者が在宅で自立した生活を維持できるよう、加齢による筋力の低下を防ぐ運動、生活習慣病の予防や重症化の予防、認知症の早期対応に向けた支援、地域における見守り事業及び、支え合い体制の構築等、いわゆる地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

また、高齢者生活福祉センターのデイサービスとショートステイをご利用していただくことで、ご家族の負担軽減と高齢者が可能な限り村で暮らせるよう支援してまいります。

そのほか、敬老会やカジマヤー祝いの開催、高齢者祝金の支給や老人クラブ連合会の活動支援など、高齢者の生きがいづくりやコミュニティ活動を支援してまいります。

(2) 障害者福祉について

障害者福祉につきましては、第7期障がい者保健福祉計画に基づき、「自立を支える安心と共生の島」を基本理念に、障がい者への理解促進のための広報活動や巡回相談、障害の予防・早期支援、自立支援のための日常生活用具給付事業及び更生医療給付事業、重度心身障害者医療費助成事業、補装具給付事業、自立支援給付事業等を継続実施し、やさしい生活環境の整備を推進してまいります。

(3) 妊娠・出産・子育て支援・子ども医療費助成について

妊娠・出産への支援については、産婦健診費用の一部助成と、妊婦健診及び産婦健診に係る本島往復渡航費の負担軽減を図るため、船舶運賃の全額助成と宿泊費の上限7,500円の助成を継続してまいります。

妊産婦及び家族の経済的な負担軽減を図るため、出産助成金制度、出産・子育て応援給付金を継続実施し、

中学生までを対象に行っておりましたこども医療費助成事業についても、現物給付による窓口無料化を継続し、新たに島外の高等学校へ進学する生徒を対象に、心身の健康維持を図り保護者の負担軽減を目的に医療費の自己負担相当額の支援を行います。

また、退院後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う「産後ケア事業」を実施し、安心・安全な子育て環境を整えてまいります。

こども子育て支援については、「第3期渡嘉敷村子ども・子育て支援事業計画」に掲げる基本理念「子どもの健やかな育ち・未来の夢、みんなで支える とかしき村」を実現すべく、地域における子育て支援の充実や母性並びに乳幼児等の健康の保持及び増進、子どもたちの安全・安心の確保や支援が必要な児童などへのきめ細かな取り組みを推進してまいります。

また、待機児童を出さないよう保育士の安定確保や保育士の資質向上を図るための研修会等への参加、人材育成の為に奨学金制度についても調査研究し「安心、安全な子育てができる保育の場」を提供できるよう取り組んで参ります。

今後も安心して妊娠、出産、育児ができるよう、渡嘉敷村へき地保健指導所内の「ひみつきち」を拠点とした、母子交流の場の提供と、保健師と母子保健推進員を中心とした、子育て支援ネットワーク活動の充実を図ります。また、「子育て世代包括支援センター」の機能を整え、出産・育児等の見通しを立てるため、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」を充実させるとともに、体制の強化を図ります。

(4) 保健事業について

特定健診並びに各種検診の受診率の向上及び、健康教育・訪問指導の強化を図り、個人レベルでの健康づくりの意識高揚や、健康増進のサポートに努め、早期発見、早期治療につなげるよう取り組んでまいります。

母子保健及び乳幼児保健については、健康診査、健康相談等を実施し、妊産婦及び乳幼児の健康維持、並びに関係機関と連携して小児医療体制の充実強化を図ってまいります。

予防接種については、定期予防接種に加え、季節性のインフルエンザ等の接種費用の助成を実施し、村民の経済的負担を軽減しつつ、疾病の発生及び重症化の予防、命を守る取り組みを推進してまいります。

(5) 本島医療機関への通院・入院に関わる船賃補助

平成24年度から「島外での通院及び入院に係る通院費の補助金交付要綱」に基づき、本島の医療機関で受診をする際の船舶運賃及び宿泊費の補助を実施し、沖縄県が実施する「沖縄県離島患者等支援事業補助金交付要綱」に基づき、妊産健康診査及び産後一ヶ月目までの産婦健康診査を受けるため並びに出産するための通院にも補助対象を拡充し、継続して村民の経済的負担の軽減を図ってまいります。

(6) 後期高齢者医療制度について

75歳以上を対象とする後期高齢者医療制度については、沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、地域包括支援センターにおいて介護予防事業に取り組み、高齢者の健康保持と健康寿命の延伸を図ってまいります。

(7) 国民健康保険特別会計について

平成30年度より国民健康保険事業は、沖縄県が国保財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担っております。

市町村の国保運営の安定的な運営を実施するに当たり、年々増加する医療給付費の抑制を図る必要があります。それには、村民一人一人が健康への自覚と認識を高めることが大切であることから、毎年実施する特定健診の未受診者対策、早期介入保健事業及び診療所と連携した生活習慣病重症化予防の取組や、後発医薬品の促

進と併せて医療費の抑制に努めてまいります。

更に、保険税収納率の向上を図るため、未納者への電話連絡や臨戸訪問など、きめ細かな納付相談等を実施してまいります。

2. 交通通信体系の整備

(1) 海上交通について

航路事業特別会計の運営については、船舶が村民の移動や生活物資及び産業資材輸送を担う重要な航路であり、安定的な運航を確保することが最も重要だと考えております。

昨今は新型コロナウイルスの影響もなく経営状況も好転しつつあることから、経費節減に取り組み健全な経営が営めるよう、国や県にご指導と支援を求めながら運営に取り組んでまいります。

費用において大きなウェイトを占める船舶燃料に当たっては、一般競争入札による調達を継続し経費節減に努め、収益については夏季繁忙期の天候に左右されますが、インバウンドの回復により旅客運賃の増収が期待されますが、物価高騰に伴う燃料単価及びドック修繕費用等の高騰、円安等により厳しい運営状況が続いています。

そのため今後も引き続き、例年繁忙期に行っていた高速船の3便運航を、ゴールデンウィーク期間中の3便運航、7月・8月・9月においては、週末のみ3便運航を実施し、航海速力を抑えることにより燃料費の削減に努めます。また、運賃改定や更なる運航形態の見直しも視野に入れ経費抑制と増収に継続して取り組んで参ります。

船舶のドック期間中においては、代船を運航し、利用者の皆様には、ご理解とご協力を頂いておりますが、更なる利便性向上が図れないか隣村とも協議協力し運航形態についても取り組んで参ります。

本村の脆弱な財政基盤においては、その財源確保に苦慮しているところでありますが、今後の社会情勢を考慮しつつ船舶の維持管理延命向上に努め、「フェリー」の新造時期についても検討を図ってまいります。

今後とも安定的かつ効率的な運航形態を維持することができるよう航路運営のため努力してまいりますので、村民のご理解とご協力をお願い致します。

(2) 陸上交通について

本村内における公共交通機関は、現在、バス事業者による一般乗り合い旅客自動車運送事業と、タクシー事業者による自動車運送事業が営まれており、観光客の輸送や村民の利用に対応しております。

住民や観光客の移動手段として、安定した輸送体制を確保するため、事業者との連携を図り、引き続き支援策を講じてまいります。

(3) 通信について

携帯電話等移動通信用施設及び光通信については、今後も安定した通信環境が維持できるよう、引き続き関係機関と連携して取り組んでまいります。

3. 生活環境の整備及び防災対策

(1) 一般廃棄物処理施設の運営について

ごみ処理施設については、維持に多額の費用が必要であることから、可燃ゴミにおきまして、委託業務の計画をしておりました「那覇・南風原クリーンセンター」での焼却処理を那覇市、南風原町より承諾していただくことができました。これにより、財政状況も負担軽減できるものと考えております。今後とも適正な環境・排出基準の遵守に努め、ごみの減量化に資する取り組みとして、生ごみ処理機購入に係る助成制度を継続して実施いたします。

また、国立公園の指定を受け、平成27年度から毎月0のつく日を環境美化の日として制定しており、今後も

継続して美ら島美化清掃を推奨するとともに、林道や農道周辺の不法投棄の巡回監視、空き地についても適正な管理を促してまいります。

滞留していた廃家電の処理については、一般財団法人 家電製品協会が行う「離島対策事業協力助成金」を活用し搬出が進んでおります。今後も定期的に搬出作業を実施するとともに、その他の廃タイヤやスクラップ等の搬出も計画してまいります。

渡嘉敷区の下水処理については、すでに多くの世帯で合併処理浄化槽の設置が進んでいることから、未整備の世帯への合併処理浄化槽設置事業導入を検討してまいります。

(2) 簡易水道事業について

本村の簡易水道事業は、施設の経年劣化に伴い、ランニングコストの増大で、一般会計からの多額の繰り入れを余儀なくされているのが現状でありました。

このような状況の中、沖縄県並びに県企業局においては、「安全・安心な水道水を安定的に将来にわたって供給できる水道の構築」を目指し、水道広域化に取り組んで頂き、本村においても計画に基づき、沖縄県企業局による施設整備が進められ、令和6年9月、必要な施設整備が完了したことにより、高度な浄水技術をもって全村域へより安全で安心な良質な水の供給を実現することができました。

これと並行して、村では管路の耐震化を図るため送配水管の布設工事を順次実施することとし、令和5年度において渡嘉志久地区の給水管布設工事、令和6年度に、入札不調で実施出来なかった令和5年度実施予定分の阿波連地区の布設工事、及び令和6年度分布設工事を現在実施しており、今後、渡嘉敷地区の送配水管の布設工事を順次実施して参ります。

また、令和6年度より簡易水道事業は地方公営企業法が適用され公営企業会計に移行いたしました。これにより資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握できることとなりましたので、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に引き続き取り組んでまいります。

(3) 下水道事業について

阿波連浄化センターについては、平成5年の供用開始から31年が経過し、施設や設備機器の老朽化が進み、維持管理に多額な経費の投入を余儀なくされているのが現状であります。

令和2年度のストックマネジメント計画に基づき、令和7年度は阿波連浄化センター改築工事「電気工事」、阿波連浄化センタースクリーンかす設備改築更新工事を計画しており、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

また、令和6年度より簡易水道事業とともに下水道事業は地方公営企業法が適用され公営企業会計に移行いたします。これにより資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握できることとなりますので、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでまいります。

(4) 住宅整備について

公営住宅については、令和7年度に渡嘉敷区に2階建て4戸の建設に向け沖縄県と協議して参ります。なお、既存の公営住宅については、老朽化に伴う修繕には多額の費用を要しており計画的に修繕を行い快適な住居空間の確保に努めて参ります。

今後も本村にとっては住宅不足が課題となっていることから民間事業者からのリース借り入れ、推進補助金を活用した新たな多用途住宅、移住定住促進住宅の建設に向け取り組んでまいります。

(5) 消防防災・救急救助対策等について

非常備消防の本村においては、地域における安心と安全を守るため、消防防災業務や救急救助業務全般を渡嘉敷村消防団が担っております。

これまで、災害時に備えた備蓄食料の確保や、消防自動車、救急車の配備、村内公共施設等へのAEDの設置及び避難道の整備等をはじめとした防災・救急対応整備について、一括交付金等を活用して、年次的に実施してまいりました。

更には地域防災計画の見直しにより、災害時の備蓄品や、AED、救助機材の整備を年次的に行ってきました。引き続き必要な物品の調達を進めていきます。

また、令和3年度に策定した「渡嘉敷村国土強靱化計画」に基づき、防災・減災に取り組んでまいります。

令和5年度に防災体制強化事業を実施し機能強化、6年度はスピーカーや個別受信機の機能強化を図り防災体制の向上に努めました。また昨年度は、渡嘉敷区で自主防災組織が設立され阿波連区においても設立にむけ取り組みが始まっております。村としては今年の初めに「渡嘉敷村防災用品購入助成金交付要綱」を制定し、村民の防災意識の向上を図っております。今後も安心・安全な村、災害に強い村づくりのため、村民の皆様のご協力を得ながら、消防防災・救急救助体制の整備に努めてまいります。

4. 産業の振興

(1) 観光産業の振興について

島への入域客数は、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が令和5年5月に5類相当に引き下げられたことにより平成29年のピーク時に迫るほど回復してきております。

村としては、現在策定中の「第2次渡嘉敷村観光振興計画」を基本として、観光産業のもつ流動的な特質から、安定的な集客を図るには、地域特性を生かした観光メニューの創出、国立公園等を活用した本村らしいブランドの構築等の差別化などを見据えた取り組みを行ってまいります。

令和7年度においても、一括交付金を活用し商工会等と連携した新たな観光ニーズに対応するため、閑散期と言われている冬場の観光メニューの創出、SNSを活用した観光PR、受け入れ態勢の充実・強化、宿泊を伴うメニューの検討などを行ってまいります。

エコツーリズムの推進については、慶良間地域エコツーリズム推進全体構想の認定を受けて以降作業が停滞し、本格的な運用に至っていないことは周知のとおりであります。

平成26年度に座間味村と協働して、慶良間地域の「自然環境の保全」と「観光資源の活用」を盛り込んだ利用ルーツを策定しておりますが、それを運用するための関係条例制定作業が進んでいないことから、渡嘉敷・座間味両村のサンゴ保全利用部会の組織体制づくりに向けて、引き続き働きかけを行ってまいります。

本村を含む慶良間諸島が、国立公園の指定を受けたのは、陸域から海域にかけて、多様な生態系を有することが、高く評価されてのことです。

自然環境の保全と観光資源としての活用のバランスをとることについて、エコツーリズム推進協議会の活動を促してまいります。

また、令和8年度に沖縄県が新たに導入を目指している観光目的税いわゆる宿泊税の使途についても検討を重ねてまいります。

(2) 農業の振興について

有機無農薬栽培を奨励するため、引き続き有機肥料購入費補助を継続してまいります。また、土地改良施設維持管理適正化事業費補助金や一括交付金を活用し土地改良実施農地周辺の環境整備行って参ります。

農産物による特産品開発に関しては、農産物加工施設や集出荷施設等を適正に管理し、活用していただけるよう努めてまいります。

今後も、村産業展示会や観光分野など異業種連携を推進し、農地を有効活用し農業所得向上に努めてまいります。

鳥獣被害対策については、防護柵や箱罾の設置を継続して実施し、狩猟免許所持者に協力を仰ぎ、外来イノ

シンの根絶に向けて取り組んでまいります。

また、現在環境省の交付金を活用して県が行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」で、集中捕獲を実施しており令和7年度以降も協力して取り組んでまいります。

（3）水産業の振興について

阿波連漁港は、水産業にかかる作業の安全確保や、荒天時の漁船、漁具等の保全のほか、水産業において不可欠なインフラ施設であります。

総合的かつ計画的に取り組むべき施策として、漁港機能の保全対策の推進を位置づけるとともに、漁港施設の計画的な補修・改修を目標として掲げた「水産物供給基盤機能保全事業」を活用した水産基盤施設の維持管理・更新のため、平成29年度に策定した「漁港機能保全計画」をもとに、令和7年度は漁港内の浮棧橋の補修等を予定しております。

なお、阿波連漁港は、漁船数等の増加や船舶の大型化に伴い、漁港内が手狭になっている状況にあるため、漁港施設の管理を委託している渡嘉敷漁業協同組合と連携を密にし、漁港の設置目的に沿った有効活用を促してまいります。

今後は、老朽化した製氷施設や冷凍施設などの改修についても、国・県の支援を受けながら協議して進めていきたいと考えております。

また、鮮魚等の海上輸送経費の支援を継続してまいります。

（4）林業の振興について

整備した林道については、付帯施設を含めた適正な維持管理を行い、造林事業や森林の持つ機能の有効的な利用を促進してまいります。

森林公園施設の維持管理については、これまで同様に指定管理者への委託を行い、適正な維持管理と利用率の向上を図ってまいります。

また、森林環境保全直接支援事業、いわゆる造林事業を継続して実施し、森林機能の維持、将来に向けた森林財産の整備に努めてまいります。

5. 生活基盤の整備

（1）村道の整備について

平成19年度から継続中の、村道阿波連線改良事業については、令和6年度完了予定で取り組んでまいりましたが、入札不調により完了できませんでした。引き続き令和7年度の開通に向けて取り組んでまいります。

村道の維持管理については、環境協力税を活用した草刈等を計画的に実施し、景観の維持と災害の未然防止に努めてまいります。

（2）港湾・河川・海岸について

渡嘉敷港湾内の静穏度対策については、沖縄県の調査検討結果の内容について様々な視点から検証を加えるよう沖縄県に要望を行って令和7年1月22日に住民向けの「渡嘉敷港波除提設置説明会」を行いました。今後は沖縄県、国への要望要請等、協議を重ね、1日も早い渡嘉敷港湾整備に向け継続して進めてまいります。渡嘉敷川については、沖縄県が自然災害防止事業として、河川改修工事を完了しておりますが、治水防災の観点から河床の土砂撤去、護岸の嵩上げ等を沖縄県に引き続き強く要望、働きかけを行ってまいります。

6. 教育行政について

「一人ひとりが多様な幸せと社会全体の幸せ（well-being）の実現」を目指し、Society5.0（ソサエティ5.0）で活躍する主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、倫理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成に取り組んで参ります。

学習環境において、国が推進するGIGAスクール構想の実現に向けて引き続き取り組んでいくと共に、基礎学力の向上を推進するため、各種検定試験の実施、対外的なスポーツ大会や文化的事業への派遣など、離島の小規模、少人数学級にあっても教育の機会と、教育水準の向上を図るため、これらの事業を継続支援してまいります。

また、将来の関係人口の増加や児童・生徒数の維持にも繋がる民間事業者による「島体験留学」、大学等におけるインターンシップ研修についても、受け入れを拡大し、さらに琉球大学教育学部との連携・協力により教職員の育成及び人材確保及び人口減少対策としての移住定住に向け積極的に取り組んでいくと同時に教育の質の向上等に繋げることができるよう支援してまいります。

村立中学校を卒業し、島育ちの対象となる高校生に対し、沖縄離島活性化推進事業を活用した「十五の春応援事業」による進学準備の支援や、高校進学のために島外で通学及び居住することになる高校生保護者への修学支援を推進して参ります。

高校を卒業し、大学・専門学校等への進学を望む村出身者に対する支援実現に向けては、離島・過疎地域振興に関する要望事項とし、村単独要望ではなく、南部離島7町村での共通の課題として引き続き沖縄県に要望するとともに、企業版ふるさと納税を活用した事業を新たに推進し、「渡嘉敷村むら・ひと・しごと創生推進計画」に沿った「渡嘉敷村給付型奨学金給付事業」を創設し、自ら学ぶ意欲を持ち知識と教養のある人、地域に愛着と誇りを持ち、郷土愛あふれる人づくりを推進し、将来Uターンしようと思う人材育成に繋げていくとともに、保護者の経済的負担軽減に向けて取り組んでまいります。

社会教育においては、引き続き公民館や学校施設を活用した各種文化芸能サークルやスポーツサークル等の各団体の活性化の促進を図り、村民の豊かな文化活動を支援してまいります。また村民のニーズに即した講座や教室等の充実を図ることで、多様な“学び”が得られる学習サービスを推進し「むらづくり・人づくりに活かすと共に持続可能な生涯学習社会の実現のために、渡嘉敷村文化祭の継続・発展と、国立沖縄青少年交流の家との連携強化を図ってまいります。

平和教育や文化財保護については、本村の貴重な歴史資産を後世へ伝承していけるように村内人材を活用した平和教育を継続するとともに、平和を守る活動を渡嘉敷島から発信できるよう取り組んでいき、伝統文化の継承発展及び文化芸術の振興発展に向けて「渡嘉敷村文化協会」の設立を目指し、特色ある文化が活力と魅力あふれる地域づくりに繋がっていけるよう取り組んでまいります。

学校給食については、成長期にある園児や児童・生徒の健康の保持増進と、健全な発育に大きな役割を果たしていることから、栄養バランスのとれた、安心・安全な給食の提供と、施設管理や食中毒防止等、徹底した衛生管理に努め幼稚園の完全給食実施についても、引き続き実施に向けて取り組んで参ります。また、令和7年度より幼稚園、小学生、中学生の給食費の完全無償化を実施いたします。なお、財源については、中学生は沖縄県が給食費を半額補助する無償化計画を活用、残りの半額を村が負担し、幼稚園、小学生についても村が独自で財源を確保し実施いたします。

教育行政は学校教育のみならず、教育の基本三本柱（学校教育・社会教育・家庭教育）の充実により幅広い年代層を対象とした多岐にわたる事業を展開していくことから、積極的な村民の参画と、学校、家庭、地域、行政の緊密な連携のもと、子どもたちが安心して学ぶことができる教育環境を確保し教育行政を推進してまいります。

7) 予算について

令和7年度の村政運営の基本的な考え方と、施策の概要について申し述べてまいりましたが、これを執行す

る令和7年度の各会計の予算については、本議会に提案しておりますとおり

一般会計において 17億2,419万6千円

特別会計においては 10億4,493万6千円

総額は、 27億6,913万2千円となっております。

提案しております予算の執行に当たっては、「PDCAシート」等の活用反映及び変化する社会経済情勢や村民のニーズを捉えて的確に対応するとの基本的考え方により「最小の経費で最大の効果」を上げるという認識のもと、職員全体が改革意識を持ち、行財政の計画的かつ効率的な運営を図り、村民の命と暮らしを守り、村経済の発展と、安全・安心な地域社会の構築、島の自然と歴史、伝統文化の発展と住民福祉と生活の向上などの課題解決に向けて全力で取り組んで参ります。

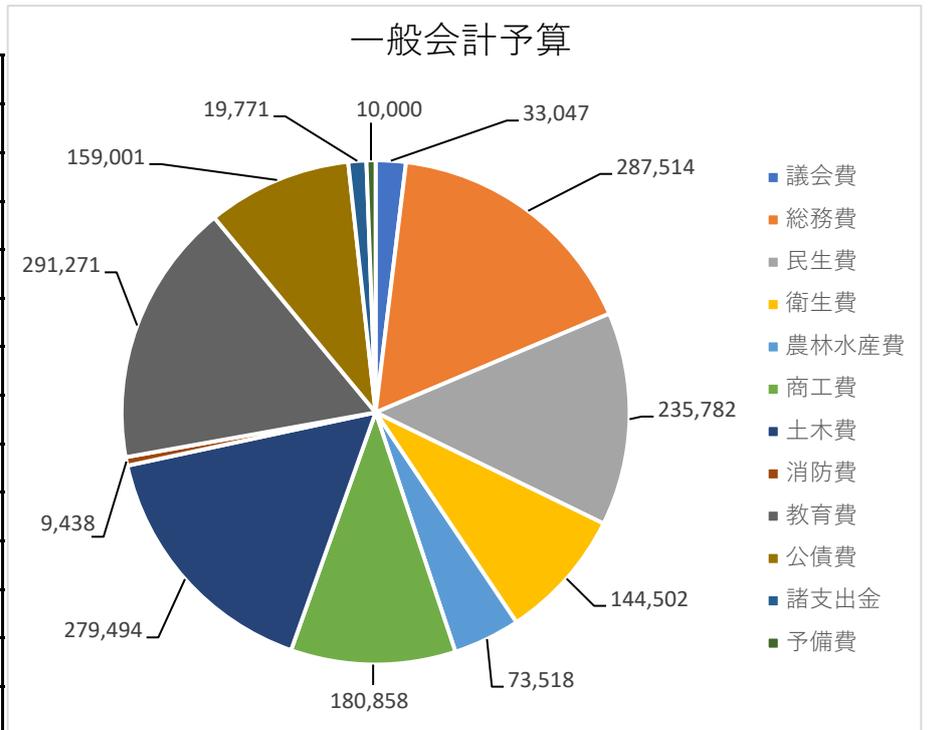
ここに、村議会をはじめ、村民の皆様の深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、令和7年度の施政方針と致します。

令和7年3月5日

渡嘉敷村長 新里 武広

(単位：千円)

一般会計	金額	割合
議会費	33,047	1.9%
総務費	287,514	16.7%
民生費	235,782	13.7%
衛生費	144,502	8.4%
農林水産費	73,518	4.3%
商工費	180,858	10.5%
土木費	279,494	16.2%
消防費	9,438	0.5%
教育費	291,271	16.9%
公債費	159,001	9.2%
諸支出金	19,771	1.1%
予備費	10,000	0.6%
歳出合計	1,724,196	100.0%



「マリンライナーとかしき」 ドックに伴う **運休** について

平素より、「マリンライナーとかしき」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当船は下記の期間、清潔ドックのため **運休** となりますので、お知らせ致します。

利用者及び、地域住民の皆様へは、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い致します。

記

**令和7年5月19日（月）から
令和7年5月23日（金）まで
【5日間】**



渡嘉敷村船舶課

「マリンライナーとかしき」 夏期運航体制について



今年度の7月における『マリンライナーとかしき』の運航につきましては、下記のとおりとなります。

なお、8月につきましては、決定次第お知らせ致します。

毎週末の金・土・日曜日及び祝日は3便運航

便	泊 港 発	渡嘉敷港発
1 便目	9:00	10:00
2 便目	13:00	14:00
3 便目	16:30	17:30

※大変混み合うことが予想されますので、事前に乗船予約をお願い致します。



渡嘉敷村船舶課

【定期船利用案内】

～定期船を利用される方へ～

- ・ 定刻出港を厳守するため、出港5分前にはタラップ（乗船梯子）をはずします。そのため、出港10分前までにはご乗船をお願いします。
- ・ 紛失や、取り間違いを防ぐため、貨物はフェリー入港後速やかに引取をお願いします。昼12時までに引き取れない場合は午後2時から引取再開となります。
- ・ 1歳未満の小児は無料ですので、乗船券販売員にお申し出下さい。
- ・ 大人と同伴されて乗船する未就学児は、大人1人につき1人、無料となります。
例) 両親+未就学児3名の場合は、未就学児1名に小人料金が発生します。
- ・ 車両1台につき、運転手1名は無料となります。その他車両同乗者は乗船券を購入する必要があります。（未就学児も）
その際、割引適用できるように未就学児も予め離島住民カード作成することを推奨します。
- ・ バッテリー等危険物は、旅客船マリンライナーとかしきへは持ち込みできません。貨客船フェリーとかしきをご利用下さい。
（客室への持ち込みはできないので、フェリー乗務員へ問合せ下さい）
- ・ 離島住民割引は事業実施要綱により、1日1回/人のみ利用可能です。
例) 日帰りで帰村後、急用ができ、再度出村する際、同日2回目の離島割は利用できないため、一般料金となります。
- ・ ペット同伴の乗船につきましては、他のお客様への配慮によりケージ使用等の条件があります。村HPを確認頂くか、船舶課まで問合せ下さい。
- ・ 旅客船マリンライナーとかしきでは、そのままの自転車や貨物は輸送できません。詳しくは、村HPを確認頂くか、船舶課までお問い合わせ下さい。

船舶課



【お願い】船舶の乗船予約について

平素より、フェリーとかしき・マリンライナーとかしきをご利用頂き、誠にありがとうございます。

夏本番を控え、船舶の満席便も発生しております。

ご利用を予定しているお客様におきましては、**事前にご予約してください**ますようお願い申し上げます。（2ヶ月前から予約可能）

常日頃から予約して頂きますと、発券の際、時短にもなります。



インターネットからの予約が大変便利となっておりますので、ぜひご利用ください。

『渡嘉敷フェリーポータルサイト』で検索！！

もしくは↓こちらをスキャン♪



渡嘉敷村船舶課

一般ごみ等の出し方について

令和7年4月より、ダンボール・新聞紙・雑誌等の『資源ごみ』の出す日を、『**火曜日**』に変更しています。住民の皆様のご理解、ご協力よろしく申し上げます。また改訂した「渡嘉敷村ゴミの正しい分け方・出し方」のチラシは村役場民生課窓口にございますので、ご確認のうえ正しく分け出して下さるようご協力をお願いします。

渡嘉敷村

渡嘉敷村ゴミの正しい分け方・出し方

朝8時30分までには出してください！！ クリーンセンター営業時間 問い合わせ：098-987-3610
平日8:30~17:15 土曜8:30~12:00

月・金曜日	もやしごみ	生ごみ ・生ゴミ *よく水切りをする	プラスチック類 ・廃プラスチック類 *ペットボトルのラベル *マヨネーズなどの付いた物 *このマークがついているものはついでです！！	ゴム・草製品 ・靴パック ・CD ・テープ類	毛布・廃食油 ・枕 ・タオル ・ハンカチ	その他 ・枝・木材 *50cmまでのもの ・雑草 *種類ごとにびもでしぼってください ・指定ゴミ袋には入れなくてもいいです *指定袋以外は収集しません。
火曜日	資源ごみ	布・古着類 ・タオル ・ハンカチ ・タオルケット	新聞紙・チラシ ・新聞紙 ・チラシ	紙パック ・紙パック類	雑がみ・本類 ・雑誌 ・本類	ダンボール ・ダンボール *資源物ではない紙類ももやしごみ *ダンボールはしぼらなくていい。 *防水紙類 *カーボン紙・紙類・写真 *感熱紙（ファックス用紙）
水曜日	もやしごみ	アルミ/スチール缶 ・アルミ缶 ・スチール缶 ・缶詰缶 ・アルミホイル ・アルミ皿	ペットボトル ・ペットボトル ・ペットボトル	その他 ・ペットボトル ・ペットボトル	ドライヤー ・ドライヤー ・ドライヤー	ドライヤー・扇・やかん・電話機など
水曜日	粗大ごみ	電子レンジ ・電子レンジ ・1人用イス ・ガスコンロ	電子レンジ ・電子レンジ ・電子レンジ	その他 ・サイドボード・下駄箱・学習机・コピー機（トナー式）・戸棚 ・ベッド（本体）・マットレス（スプリング入り）・障子（アルミ 木製）・燃料タンク（80リットルまで）・物干し竿・ブラインド ・ドラム缶（1個）・自転車など	粗大ごみ処理券（300円）が必要です	粗大ごみ処理券（600円）が必要です
月・土（持込）	有料ごみ	バイク（50cc未満） ・バイク（50cc未満）	バッテリー ・バッテリー （大きさによって異なります）	タイヤ ・タイヤ （サイズによって異なります）	その他 ・ホイール・ボートの台車・石油給 湯器・建築廃木材	注意 出すものにより金額が違います ので、下記まで問い合わせをお 願い致します。
月・土（持込）	リサイクル家電	エアコン ・エアコン	テレビ ・テレビ	冷蔵庫 ・冷蔵庫	洗濯機 ・洗濯機	災害ごみ 大きな被害が発生した台風の場合などに放逐等でお知らせします。 指定期間中の処理料金は無料となります。

*村で収集しないごみ＝産業廃棄物・感染症医療廃棄物・消火器・化学薬品類・廃油・FRP ボート他・貝殻類

0（ゼロ）のつく日（村民清掃活動日）の、翌平日が収集日になります！！

混ぜればゴミ、分ければ資源。協力お願い致します。

問合せ先…
民生課・987-2322
クリーンセンター・987-3610

渡嘉敷村長

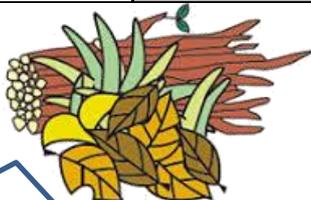


G・W期間のごみ収集日程について

G・W期間中における、ごみの収集は下記のとおりとなります。村民のみなさまのご協力をお願いします。

日付	4月28日	4月29日	4月30日	5月1日	5月2日
種別	月	祝（火）	水	木	金
燃えるごみ	収集	休業	—	—	収集
燃える資源ごみ	午後収集	休業	—	—	—
燃えないごみ	—	休業	収集	—	—
ゼロごみ（草木）	—	休業	—	収集	—
持込ごみ	終日	休業	終日	終日	終日

日付	5月3日	5月4日	5月5日	5月6日	5月7日
種別	土	日	祝（月）	振替休日（火）	水
燃えるごみ	休業	休業	収集	休業	—
燃える資源ごみ	休業	休業	休業	休業	午後収集
燃えないごみ	休業	休業	休業	休業	収集
ゼロごみ（草木）	休業	休業	休業	休業	—
持込ごみ	休業	休業	午前中	休業	終日



ごみゼロ（庭の草木等）のごみ袋は役場にて配布しておりますので、ご利用下さい！（※要申請）

ごみの分別について、ご協力をお願いします。



※ 一般の持込ごみ（可燃ごみ）は『指定ごみ袋』に入れて持ち込んで下さい！それ以外での持込は受け付けられないので、ご協力をお願いします。

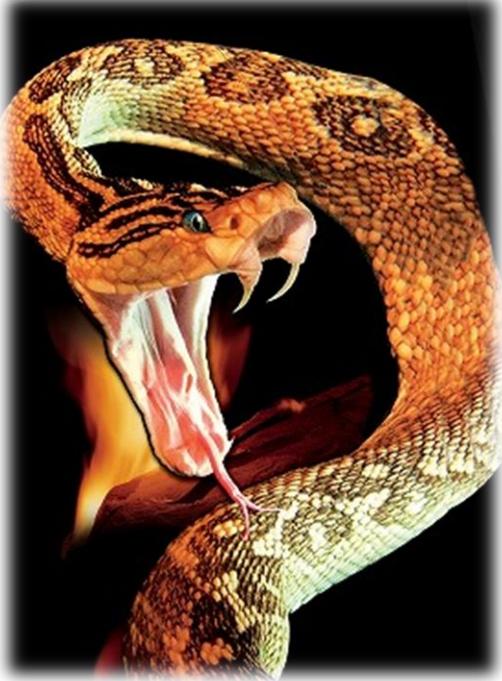
民生課・987-2322

クリーンセンター・987-3610

 渡嘉敷村長



ハブ咬症注意報発令中！



発令期間
令和7年5月1日～6月30日

・趣旨

本県には、猛毒を有するハブが生息し、年間50人前後のハブ咬症患者が発生している。

これまでのハブ対策の推進により、近年ハブ咬症による死亡者は、ほとんど見られなくなっているが、ハブ咬症患者の中には、未だ後遺症に悩まされる事例も多く、健康や日常生活に及ぶ影響は大きい。

このようなことを鑑み、広く県民・観光客等に対し、ハブ咬症についての注意を喚起し、ハブによる被害の未然防止を図る。

・ハブ対策について

1 環境を整備して、ハブ咬傷を未然に防ぎましょう！

・隠れ場所をなくす・侵入を防ぐ・空き地の適正管理 等

2 農作業や草刈時等の注意

・長靴を履き、鎌などによる手作業はできるだけ避けましょう

・ハブにかまれたら・・・

1 慌てずに、ハブかどうかを確かめます(ハブなら牙の跡が普通は2本)

2 大声で助けを呼び、すぐに医療機関を受診しましょう(車か徒歩で)

3 包帯などの帯状の幅の広い布で、指が1本通る程度に緩く縛ります。

※決して細いヒモなどで強く縛ってはいけません!!

慌てず冷静に対処しましょう!!



沖縄県保健医療部衛生業務課

沖縄県 ハブに気を付けよう 🔍 検索

民生課・環境係

987-2322



戦後80年 平和メッセージ



沖縄戦から80年の月日が流れました。

80年前の昭和20年3月28日、私たちの渡嘉敷村が経験したあの悲劇、集団自決は今もなお私たちの心に深く刻み込まれています。戦争の狂気がいかに人々を追い詰め、国難に殉じ理不尽な運命を多くの尊い命が失われ、村の歴史に深い傷を残しました。

今、私たちが平和な日々を送ることができるのは、あの苦しみを乗り越え、戦後の荒廃した島を復興へと導いた先人たちの努力のおかげです。その尊い犠牲に思いを馳せ、私たちは「命どう宝」という沖縄の言葉の意味を深く刻まねばなりません。

戦争のない世の中を築くために、私たちは「過去の過ちを繰り返さないために、戦争の記憶を風化させることなく、次の世代へと語り継ぐことが責務で、さらに平和を守る大きな力」となります。若い世代が戦争の歴史を学び、平和の尊さを理解できる、改めて考える環境づくりにそ、戦争のない、誰もが幸せに暮らせる世の中を築くことにつながることを

令和7年3月28日

渡嘉敷村長 新里武広

都道府県お問い合わせ先一覧

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-204-5269	滋賀県	077-528-3514
青森県	017-734-9278	京都府	075-414-4616
岩手県	019-629-5481	大阪府	06-6944-6662
宮城県	022-211-2582	兵庫県	078-341-7711
秋田県	018-860-1318	奈良県	0742-27-8509
山形県	023-630-2243	和歌山県	073-441-2476
福島県	024-521-7166	鳥取県	0857-26-7145
茨城県	029-301-3337	島根県	0852-22-5240
栃木県	028-623-3054	岡山県	086-226-7320
群馬県	027-898-3564	広島県	082-513-3036
埼玉県	048-830-3286	山口県	083-933-2800
千葉県	043-223-2337	徳島県	088-621-2170
東京都	03-5320-4077	香川県	087-832-3265
神奈川県	045-210-4917	愛媛県	089-912-2434
新潟県	025-280-5180	高知県	088-823-9664
富山県	076-444-3199	福岡県	092-643-3301
石川県	076-225-1467	佐賀県	0952-25-7058
福井県	0776-20-0711	長崎県	095-895-2427
山梨県	055-223-1465	熊本県	096-333-2187
長野県	026-235-7094	大分県	097-506-2688
岐阜県	058-272-8349	宮崎県	0985-26-7061
静岡県	054-221-3625	鹿児島県	099-286-2828
愛知県	052-954-6632	沖縄県	098-866-2175
三重県	059-224-3092		

戦没者等のご遺族の皆さまへ

戦没者等の遺族に 対する特別弔慰金 のご案内

【第十二回特別弔慰金】

令和7年 令和10年
請求期間 **4月1日**から**3月31日**まで



請求手続きの簡素化のため
「氏名等届出書」の
提出を廃止しました

国債の償還について

国債の償還金は、令和8年から毎年1回償還日（4月15日）以降に、年5万5千円ずつ支払いを受けることができます。

償還金の支払いを受ける場所は、請求手続きの際に、ご希望の郵便局等を指定していただきます。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/>



制度の概要

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給します。

支給対象者

令和7年4月1日（基準日）時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

戦没者等の死亡当時のご遺族で、

- 1 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※ 戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 4 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※ 戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面27万5千円、5年償還の記名国債

請求期間

令和7年**4月1日**から
令和10年**3月31日**まで

（この期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。）

請求窓口

お住まいの市区町村の援護担当課

留意事項

特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うことになります。

詳しくは、お住まいの都道府県・市区町村の援護担当課にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 渡嘉敷村役場 民生課 戸籍係
TEL:098(987)2322

【児童手当】こんなときは手続きをしてください

児童手当を受給されている方で、以下のような事由が生じた場合、届出が必要になります。

- ① 受給者が渡嘉敷村から転出したとき
- ② 新たにお子さんが生まれたとき
- ③ 受給者がお子さんの面倒をみなくなったとき
- ④ 振込口座を変更したいとき
- ⑤ その他届出が必要なとき（受給者が亡くなった、逮捕・拘禁された等）
- ⑥ 受給者の加入する年金が変わったとき
- ⑦ 公務員になったとき
- ⑧ 公務員が退職等により、渡嘉敷村に申請するとき
- ⑨ 大学生年代のお子様の職業等（大学に入学・就職等）に変更が生じたとき
- ⑩ 児童の住所が変わったとき

※ 手続きが遅れた場合、手当の支給がされない月が生じることや、支給された手当の返還が必要となる場合もありますので、ご注意ください。

**渡嘉敷村では、中学校を卒業すると進学のため親と別居するお子さんがいます。その場合は手続きが必要になります！
下記の書類を提出してください。
記入用紙は役場で準備しています。**

1. 別居監護申立書

→別居監護申立書にお子さんの個人番号を記入するので、番号が分かるものを一緒にお持ちください。
記入しない場合、別居するお子さんの住民票謄本（続柄記載有り）を添付する必要があります。

2. 児童手当 氏名住所等変更届

後期高齢者医療制度 被保険者の皆様へ

○被保険者証の発行は、令和6年12月2日で廃止されました。

現行の被保険者証の発行は、令和6年12月2日で廃止され、以降はマイナ保険証（マイナンバーカードの保険証利用）を基本とする仕組みに移行しています。

令和6年12月1日までに交付された被保険者証は、住所や負担区分等に変更がない限り有効期限（令和7年7月31日）までこれまでどおりお使いいただけます。

後期高齢者医療制度 被保険者の皆様へはマイナ保険証の有無にかかわらず、申請無しで「資格確認書」をお届けします。

※令和8年8月の年次更新までの間の暫定的な運用です。

令和7年8月からの資格確認書は、渡嘉敷村役場窓口にて7月中に交付予定です。

病院等を受診する際は、資格確認書かマイナ保険証を提示してください。

資格確認書を病院等の窓口で提示することで、これまでどおり一定の窓口負担で受診することができます。

資格確認書（みほん）

後期高齢者医療資格確認書			
有効期限	令和 8年 7月 31日		
交付年月日	令和 7年 8月 1日		
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8		
被保険者	住所	うるま市石川石崎1丁目1番1号 うるま市石川出張所（旧石川市役所）3階後期高齢医療広域連合	
	氏名	後期高齢 保険沖太郎	性別 男
	生年月日	昭和23年 1月 1日	
資格取得年月日	令和 5年 1月 1日		
負担割合	1割		
発効期日	令和 5年 1月 1日		
限度区分	区II		
発効期日	令和 6年10月 1日		
長期入院該当日			
特定疾病区分	区分A		
発効期日	令和 6年10月 1日		
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 4 7 2 1 3 9 沖縄県後期高齢者医療広域連合 公印		

【問い合わせ先】 渡嘉敷村民生課 介護保険係 098-987-2322

後期高齢者の皆さまへ

お手元の健康保険証の有効期限は令和7年7月31日です
この機会に、保険証として

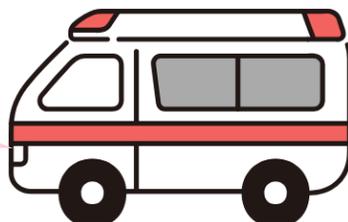
マイナンバーカード

のご利用をご検討ください



急病のとき、マイナ保険証が役立っています！

マイナ保険証
を救急でも！



ご自身で説明することが難しい状態でも、救急隊が通院やお薬の記録を確認でき、適切な応急処置や医療機関への搬送につながります。

(例)

息苦しくて会話ができない(60代男性)

自宅で夫が倒れたが、いつも飲んでいる薬がわからない(90代女性)

外出先の事故でお薬手帳を持っておらず、薬の情報がわからない(50代女性)

【病院の声】

- 飲んでる薬が事前にわかったので、緊急手術の準備ができました。
- 正確な情報は治療に必須なので、役立ちます。



よくある質問



Q. マイナンバーカードには大事な情報が入っていますか？持ち歩くのが心配です。

A. マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報は入っていません。マイナンバーカードがあれば、急病のときなど様々な場面で役立つため、ぜひ、普段から持ち歩いてください。

Q. 暗証番号を忘れてしまわないか不安です、どうしたらよいですか？

A. 暗証番号を忘れてしまっても顔認証で受付することができます。顔認証付きカードリーダーを操作できない場合でも、ご本人のお顔とマイナンバーカードのお写真を医療機関等の職員が目視で確認することも可能です。

とっても
カンタン!

マイナンバーカード



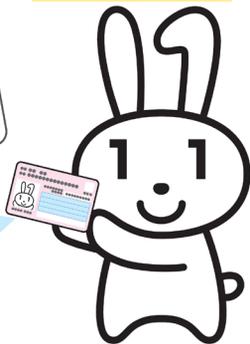
1 受付



マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



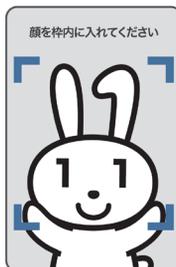
マイナンバーカード



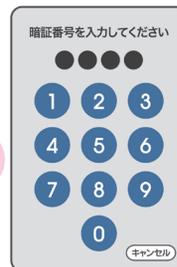
2 本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を
当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

マイナンバーカードを保険証として利用するための登録は、
医療機関・薬局の受付(カードリーダー)などで行うことができます。



後期高齢者医療制度に加入する皆様には、マイナ保険証の有無に関わらず、
申請なしで、令和8年7月末まで使える「資格確認書」をお届けします。

(令和7年8月からの資格確認書は、7月中にお届けする予定です。)

マイナ保険証での受付が難しい方でも、「資格確認書」で医療を受けられま
すので、ご安心ください。

問い合わせ先：渡嘉敷村役場民生課 介護保険係

098-987-2322

マイナンバー
フリーダイヤル
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く)
平日: 9時30分~20時00分
土日祝: 9時30分~17時30分

マイナンバーカード
の保険証利用につい
てもっと知りたい方
はこちら

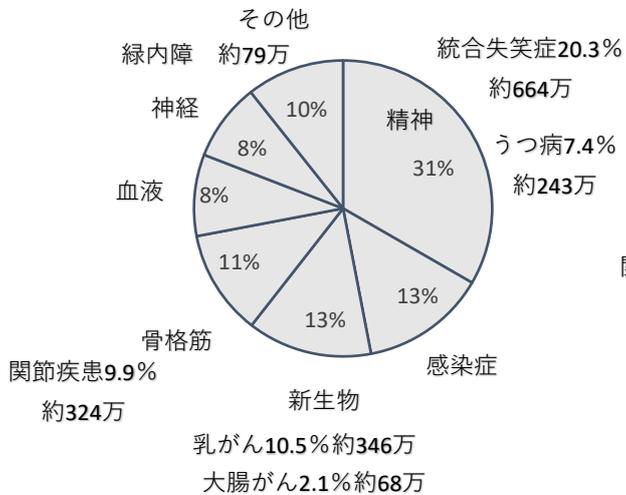


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

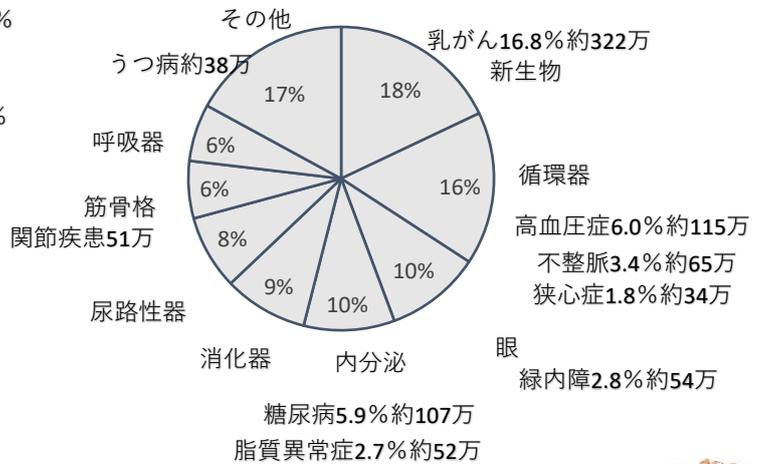
沖縄県後期高齢者
医療広域連合

令和6年度 とかしき村の医療費について

入院医療費を100%として



外来医療費を100%として



令和6年度 渡嘉敷村国保生活習慣病医療費について

渡嘉敷村疾病別外来医療費 点数の高い順

- 1位 乳がん
- 2位 高血圧症
- 3位 糖尿病
- 4位 不整脈
- 5位 緑内障
- 6位 脂質異常症
- 7位 関節疾患
- 8位 うつ病
- 9位 睡眠時無呼吸症候群
- 10位 狭心症



1件当たり医療費点数が 同規模町村より高い疾病

- 1位 大腸がん
- 2位 乳がん
- 3位 統合失調症
- 4位 関節疾患
- 5位 大腸ポリープ
- 6位 うつ病
- 7位 肝硬変



生活習慣病の患者数の 多い順

- 1位 高血圧症
- 2位 筋・骨格
- 3位 脂質異常症
- 4位 精神
- 5位 高尿酸血症
- 6位 糖尿病
- 7位 がん



令和6年度国保外来医療費に占める循環器疾患の割合は16%、昨年度も17.9%と高い割合になっています。渡嘉敷村の生活習慣病患者数の多い疾患は、1位、高血圧症、2位、筋・骨格、3位、脂質異常症です。生活習慣病は治療と並行して食生活や運動等の生活習慣の改善が、重症化を防ぐカギとなります。

増えつつある乳がんや大腸がんは、がん検診を積極的に行い、早期発見早期治療が大切です。生活習慣を整えることも予防に繋がります。

令和7年度 各種健診のご案内

～ 年に一度は、健康診査を受けて、生活習慣病を予防しましょう ～

- 一般健診
- 特定健診
- 長寿健診

10/2(木)・10/3(金)

<対象>

- ◎ 国民健康保険加入者(20歳以上のすべての方)
- ◎ 後期高齢者医療制度のご加入者
- ◎ 20～40歳未満の社保の被扶養者
- ◎ 40歳以上の社保被扶養者(※特定健診受診券が必要です)

※協会けんぽ・健康保険組合・共済組合などの健康保険にご加入の方(社保の方)

○加入者本人 ⇒ 職場健診となりますので、職場にご確認ください。

○40歳以上の被扶養者 ⇒ 特定健診受診券をご持参ください。

受診券がない場合は、加入している健康保険へ問い合わせてください。
(保険証に記載されています)

- 肺がん検診
- 大腸がん検診
- 胃がん検診(胃検診は1日のみ)

10月2日(木)・10月3日(金)

- 乳がん検診
- 子宮がん検診
- 骨粗しょう症検査

10月15日(水)

受けて安心!
健康診断

健診の目的は…

- 症状のない段階で、異常を発見し、病気を予防する事です。
- 定期的な健診で病気の悪化を防ぎ、健康を保ちます。



※健診日程は、変更になる場合もあります。〈民生課987-2322・保健指導所987-2422〉

マイナンバーカード申請・受取 時間外開庁のお知らせ

マイナンバーカードの代理申請・受取を下記で行います。
お仕事や学校で開庁時間中に来庁が難しい方はぜひご利用ください。

【場所】 渡嘉敷村役場 民生課窓口

【日時】 令和7年6月15日（日）

午前10:00～午後3:00



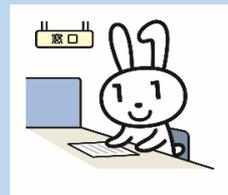
※ 6月18日（第3水曜日）は、18時15分まで個人番号カード申請・受取業務をおこなっておりますのでご利用下さい。

当日必要なもの

申請希望の方

◆本人確認書類（運転免許証、旅券、離島運賃割引カード等いずれか1点、
これらをお持ちでない方は保険証、年金手帳、医療受給者証等2点必要）

※顔写真は役場で撮るので証明写真は不要です。
※15歳未満の方は保護者の方と一緒に来庁して下さい。



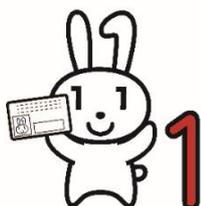
受取希望の方（カード受取の通知がきた方で、まだ受け取ってない方）

①本人確認書類（運転免許証、旅券、離島運賃割引カード等1点、
これらをお持ちでない方は保険証、年金手帳、医療受給者証等2点必要）

②マイナンバーカード交付通知書件照会書（役場から送付したハガキ）

③住民基本台帳カード、マイナンバーカードの通知カード※お持ちの方のみ

※15歳未満の方は保護者の方と一緒に来庁して下さい。



お問い合わせ先：渡嘉敷村役場 民生課 戸籍係
電話番号：098-987-2322

渡嘉敷歯科診療所 診療時間のご案内

	月	火	水	木	金	土	日
午前	9時30分～12時30分						休診
午後	3時～6時30分					休診	休診

※土曜(午後)、日曜、祝祭日は休診となります。
 ※遊泳中の歯科に関する困りごとにも対応していますので、
 ご相談下さい。



渡嘉敷村歯科診療所 ☎ 098-987-3220
 歯科医師 高野 匠 (たかの たくみ)

渡嘉敷診療所 診療時間のご案内

診療は予約制となっております。お電話でのご予約をお願いします。

	月	火	水	木	金	土	日
午前 (9:00～12:00)	○	○	○	○	○	休診	休診
午後 (14:00～17:00)	○	○	休診	○	○	休診	休診

※土、日、祝、平日時間外の急患受付は119番へ連絡をお願い致します。

※専門医派遣巡回診療(眼科、耳鼻科、整形外科)が実施される場合、一般診療は午前9時～11時のみ、午後は休診(急患を除く)となりますので、ご協力とご理解をお願いします。



渡嘉敷診療所 ☎098-987-2028
 〒901-3501 渡嘉敷村字渡嘉敷277

ゴールデンウィーク期間中の 渡嘉敷診療所の診療について

2025年4月28日（月）～5月6日（火）までのゴールデンウィーク期間中、渡嘉敷診療所の診療は下記の通りです。

休診日の急患対応は、119番にかけて下さい。

4月28日（月） 通常診療（9：00～12：00、14：00～17：00）

4月29日（火） 休診

4月30日（水） 午前中のみ通常診療（9：00～12：00）

5月 1日（木） 通常診療（9：00～12：00、14：00～17：00）

5月 2日（金） 通常診療（9：00～12：00、14：00～17：00）

5月 3日（土） 休診

5月 4日（日） 休診

5月 5日（月） 休診

5月 6日（火） 休診

【民生課 保健係 098-987-2322】

どうしよう…
急なケガや病気



迷ったら 電話相談

しゃーぶ

なな

いち

いち

きゅう

#7119

または

☎098-866-7119

(全ての回線で利用可)

2024年9月1日(日)スタート!

看護師が24時間 365日対応します

英語などの他、12か国語で相談OK!

相談無料(通話料は利用者のご負担となります)

この電話は、お聞きした内容に基づき相談・助言を目的とし、
ご利用者の参考としていただくもので、医療行為ではありません。

 緊急時は迷わず **119** 番

 沖縄県

民生課 保健係
TEL 987-2322

地域包括支援センターとは



いつまでも住み慣れた渡嘉敷島で安心して暮らし続けられるよう、
高齢者やそのご家族、地域住民の身近な相談窓口として
様々な面からの支援を包括的に担う機関です。

包括支援センターの主な4つの事業

さまざまな相談ごと (総合相談)

- 近所の高齢者が、夜に一人で歩いているから心配
- 介護について相談したい
- 事業に参加したいけど、参加方法が分からない
等の相談



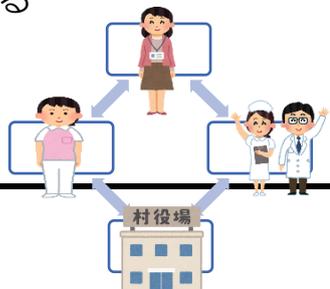
介護や健康のこと (介護予防ケアマネジメント)

- 身体の機能に不安がある
- 今の健康を維持したい
- 要介護認定の申請を受けたい
等の相談
- 認知症や介護予防の講演会の企画
- 介護予防教室の実施 等



暮らしやすい地域のために (包括的・継続的ケアマネジメント)

- 地域の介護体制がうまく機能するように介護、行政、医療、福祉と地域住民の連携を図る



高齢者の権利を守ること (権利擁護)

- 悪質な訪問販売の被害にあった
- 虐待にあっている人がいる
- 虐待をしてしまう
- 財産管理に自信がなくなった
等の相談



何か困り事等ありましたら
いつでもご相談下さい。



場所は、渡嘉敷村高齢者生活福祉センターの施設内にあります♪
渡嘉敷村地域包括支援センター ☎896-4720

生活支援コーディネーターとは

生活支援コーディネーターの目的

- ①地域の活性化
- ②互助（近隣の個人的な関係性をもつ者同士の助け合い）を促進
- ③生活支援体制の整備（専門家によらない集まりの場の構築など）
- ④地域包括支援システムの構築（高齢者が住みやすい地域づくり）

地域のみなさんと一緒に支え合いや、
活動の場づくりなど、高齢者が住みやすい
地域づくりに取り組んでいます♪

ゆいまーるカフェ
のんびり交流、お茶会
月1回 日曜日に開催



**ウォーキングクラブ
あしびなーの活動**
毎月10日に実施



あしびなー市
野菜売り（不定期開催）



渡嘉敷村の生活支援コーディネーター ～高齢者と地域をつなぎます～

民生課
神田 沙也加

民生課
島袋 綾乃

包括支援センター
吉崎 真美



金城 肇

小嶺 美智子

包括支援センター
高橋 雅美

社会福祉協議会
金城 広美

新垣 光枝



渡嘉敷村の健康づくりの場



下記以外にも、調理実習や運動教室などを毎月開催していますよ♪

日

ゆいまーる カフェ

月に1回
午後2時～4時

福祉センター
公民館等にて
お茶しながら
ゆんたくや交流を
楽しめます。

月

はつらつシニア 体操教室

午後1時30分～3時

場所：中央公民館
料金：無料

ストレッチ・筋トレ
脳トレ・スクエアステップ
など

火

女性ミニデイ (グラウンドゴルフ)

午後1時～4時

場所：交流の家
利用料1回300円

社協が運営

男のトレーニング クラブ

午後1時30分～3時

場所：中央公民館
料金：無料

水

阿波連 はつらつシニア 健康体操

9時40分～11時30分
役場前9時30分出発

場所：阿波連生活館
料金：無料

ストレッチ・筋トレ
筋トレ・スクエアステップ
など

木

男性ミニデイ (グラウンドゴルフ)

午後1時～4時

場所：交流の家
利用料1回300円

社協が運営

金

ゆくい

9時30分～11時30分

場所：福祉センター
内コミュニティーホール

(参加条件あり)

職員と一緒に
トレーニングします

毎月10日
ウォーキングクラブ「あしびなー」

午後5時
役場前集合～♪

※雨天時中止



コミュニティーホール(社協内)
開放日について

平日で職員がいる日は、自由に
エアロバイク、ステッパー、
マッサージ機など無料で利用できます
要予約：896-4720



お気軽に連絡下さい♪

渡嘉敷村地域包括支援センター
☎098-896-4720
渡嘉敷村社会福祉協議会
☎098-987-3271

歯科衛生士による『健口講話』のお知らせ



健康寿命を延ばす『口腔ケア』

口腔は食べ物を噛む、味わうなどの食べる機能だけではなく、呼吸する、会話をする、力を出す、という大切な機能も担っています。

口腔ケアは、生活の質の維持や病気の予防、そして介護予防にもつながっています。

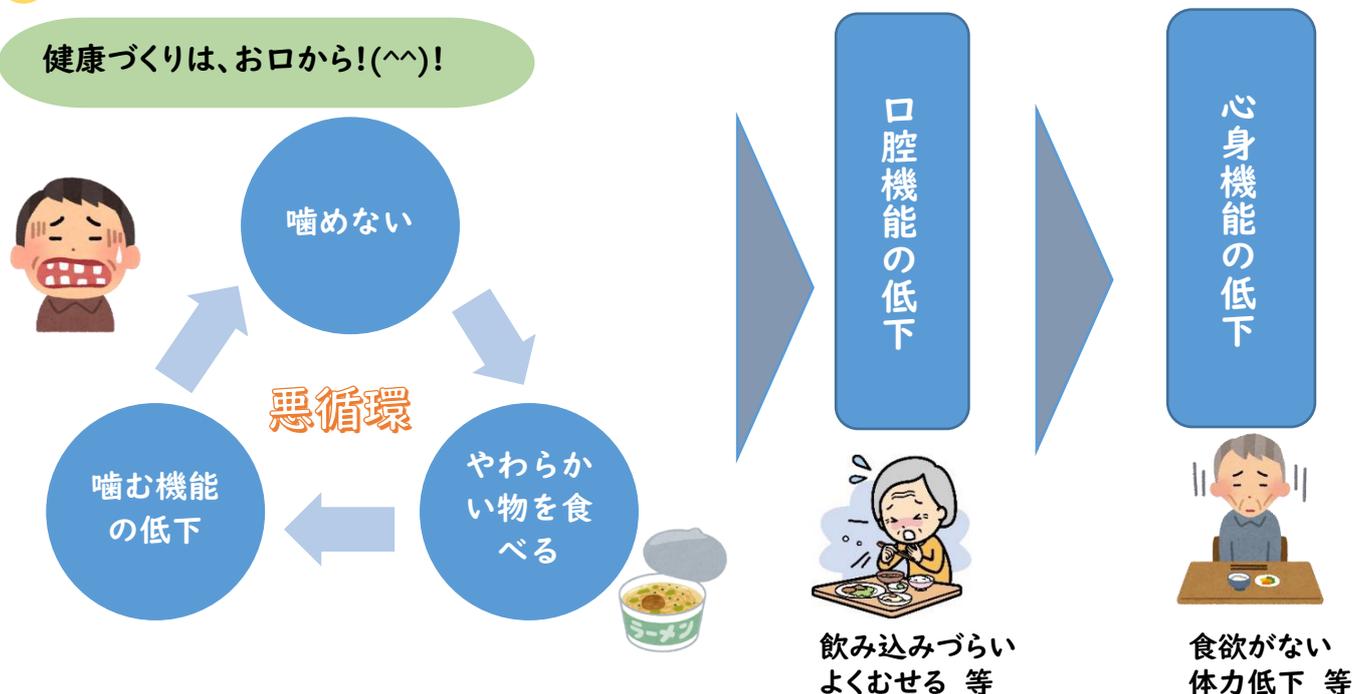
歯科衛生士の講話

日時：令和7年6月12日（木） 午後1時30分～（1時間程度）

場所：村中央公民館 大ホール

内容：口の健康と体の健康、口唇・飲み込み力チェック等

健康づくりは、お口から!(^^)!



渡嘉敷村高齢者の健康状態について（R6年度）

▶ 歯科受診率が低い ※1人が年間複数回受診する為、100%を超える。

63.4% 県156% 国223%

▶ 半年前に比べて物が食べにくい

47.1% 県31.2% 国27%

▶ 内服数が多い

4.1個 県3.3個 国3.8個

学校給食費の無償化が スタートします！

★ 令和7年4月スタート ★

概要

渡嘉敷村では物価高騰対策及び子育て世帯の経済的負担軽減を図ることを目的に、**渡嘉敷村立幼稚園の園児、渡嘉敷村立小・中学校の児童・生徒の学校給食費を無償化**します。

学校給食費は何に使われている？

納付された学校給食費は、**すべて食材料費**に充てています。食材料費の一部および調理員の人件費、調理場の衛生管理・光熱水費などについては、**渡嘉敷村が負担**しています。

	令和6年度	令和7年度 (額の改定後)	無償化による 保護者負担額
幼稚園	1,500円	1,700円	0円
小学生	3,200円	4,500円	0円
中学生	3,500円	5,000円	0円

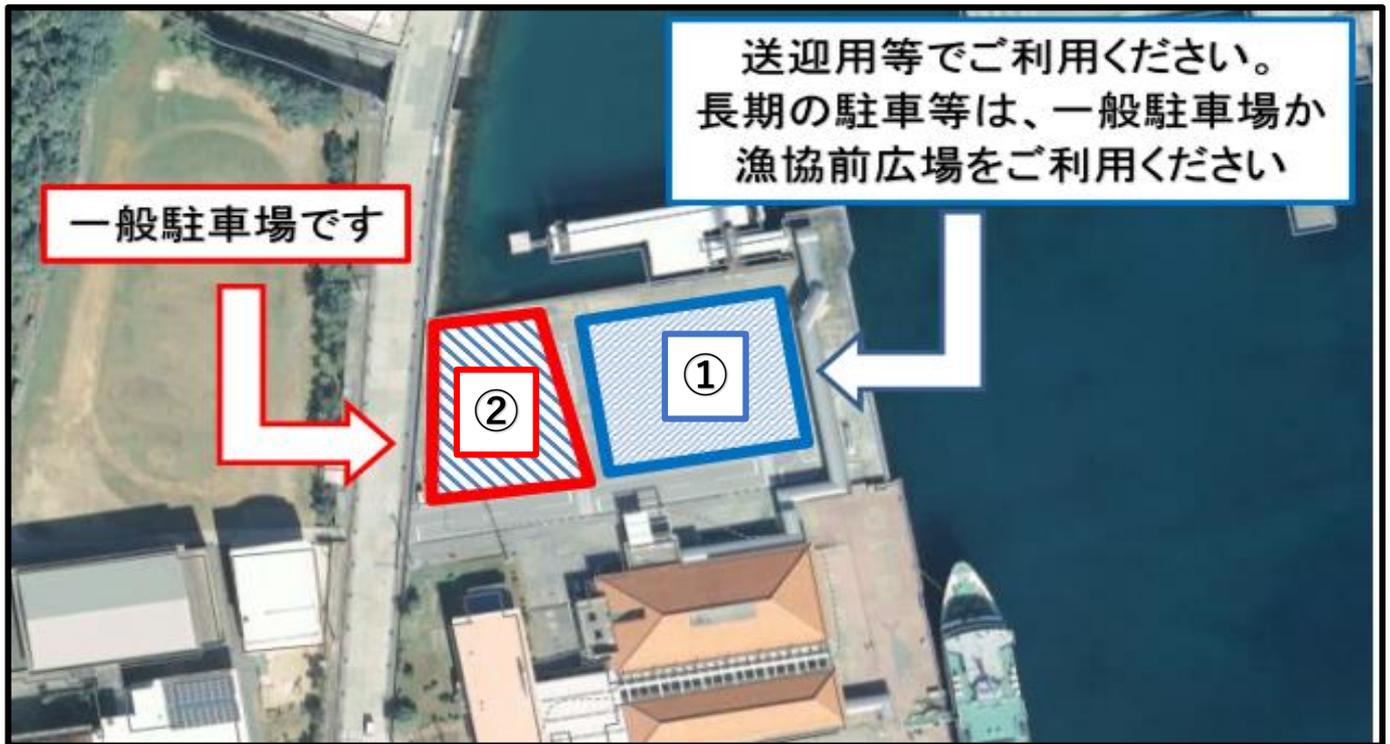
対象者：渡嘉敷村立幼稚園の園児、渡嘉敷村立小・中学校の児童・生徒

期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

問い合わせ先：渡嘉敷村教育委員会 教育課 098-987-2120

渡嘉敷港駐車エリアの利用についてのお願いです

(村民並びに観光客、工事関係者等(宿泊先事業所からも案内協力をお願い致します。))



①. 送迎用車両待機エリア

…定期船等にて来島される方々を送迎するための車両が待機する場所。

【夏場オンシーズンにはライナー(200名)、フェリー(450名)の来島者に対応するために、上記のエリアを確保する必要がある。】

②. 一般駐車可能エリア(約50台)

…島外へ出られる方などを含む、一時的に駐車するスペース。

(長期(3日以上)で駐車を予定される際は漁協前広場を利用ください。)



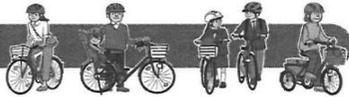
★「②一般駐車可能エリア」から はみ出して「①送迎用車両待機エリア」に駐車をされると、大型バスの移動の妨げになるほか、通行人と車両等の思わぬ事故の危険性があります。

満車の場合は、渡嘉敷漁協前の広場をご利用ください。

今後、「①送迎用車両待機エリア」の駐車車両については、村役場より利用方法のお声かけ(チラシの挟み込み、案内)をさせていただきます。ご理解とご協力をお願いします。



自転車を利用している皆さまへ



改定した 自転車 安全利用五則を守りましょう!

自転車安全利用五則 (令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



内閣府

改定した 自転車安全利用五則を守りましょう!

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。



「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合、普通自転車は歩道を通行できます



歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。



道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。



3 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯しましょう。



4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。



5 ヘルメットを着用

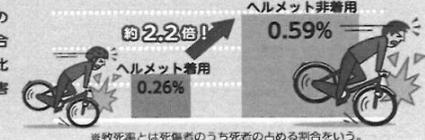
自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



ヘルメットはあなたの命を守ります!

ヘルメット非着用で自転車事故により亡くなった人の約6割は頭部を損傷しています(平成29年~令和3年合計)。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2.2倍も高くなっています。自転車事故による被害を軽減するためには、頭部を守ることが大変重要です。

◆自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率 (警察庁資料より)



渡嘉敷村役場 観光産業課 土木建築係 TEL098-987-2323

令和7年度 地域おこし協力隊

地域おこし協力隊とは...？

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、おおむね1年以上3年以下の期間、地方自治体の委嘱を受け、地域で生活し、各種の地域協力活動を行う人のことです。

地域おこし協力隊員の活動に要する経費は、地域おこし協力隊に取り組む自治体に対し、国から特別交付税措置があります。

※特別交付税は、受入自治体における取組実績を事後的に調査の上、実績に応じて総務省から自治体に対して交付されるものです。



名 前：小林茂雄 (Shigeo Kobayashi)

出身地：長野県 年齢：66歳

所 属：渡嘉敷村役場 観光産業課

地域おこし協力隊として着任してから2年が経ちました。昨年度は渡嘉敷港での観光案内と、渡嘉敷区大綱曳きのための稲作の補助活動をいたしました。

今年度は港で案内人を続けながら稲作にも注力し、農業や地域振興のお手伝いをしていきたいと思えます。

任期は3年間ですので、来春に自立・定住できるように活動してゆきたいと思えます。今年度もよろしく願いいたします。

◎3-4月の活動トピックス <皆さんの協力を得、田植えを行いました。>

3月20日、機械植えの終わった田んぼに、手植えで稲の苗を補植しました。来る7月19日（旧暦6月25日カシチー）に行われる伝統行事「渡嘉敷大綱曳き」の大綱の材料となる稲藁は、毎年、渡嘉敷区長・知念優さんの田んぼで栽培されています。今年は2月5日に種籾を浸水し育苗しましたが、低温により生育が悪く3月上旬の田植えの予定がこの日となりました。

当日は多くの村民が田植えボランティアをしてくださいました。中でも渡嘉敷区の神里さん、伊波さん、大村さんの3人の女性大先輩は、昔の経験を活かして大活躍してくださいました。知念さん、皆さん、ありがとうございました。



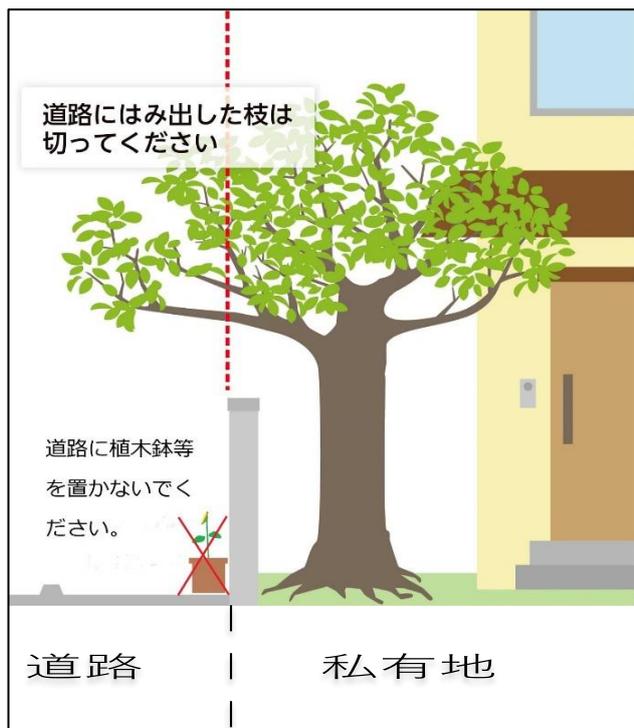
◎令和7年度の活動内容

- ①渡嘉敷港での観光案内（継続：主に土曜日曜休日、平日の午前に観光案内）
- ②コミュニティ田んぼ活動（継続：住民参加による稲作と大綱曳きの継続支援）
- ③沖縄県離島体験交流事業の支援（継続：本島の小学生の体験活動の受け入れ）
- ④SNSを活用した観光情報と地域おこし協力隊活動の発信（継続：Facebook）
- ⑤コミュニティ売店の開店と運営（新規：野菜無人販売所、リサイクルポスト）
- ⑥その他、農業・観光に関わる地域振興活動の補助（継続）

◎Facebook「沖縄県渡嘉敷村 地域おこし協力隊」で渡嘉敷村の魅力を発信しています。

道路への草木のはみ出しは危険です！！

- 敷地内から生えている草木はいつもきれいに剪定し道路にはみ出さないようにお願いします。
- 植木鉢やのぼりなどの通行の妨げになるような障害物は道路上（側溝も含む）には置かないようにお願いします。



道路にはみ出した草木や鉢植えは、車やバス、歩行者（通学中の子どもたち等）の通行や視野の妨げになり大変危険です。

「少しだけだから…」 「誰にも言われてないから…」 という勝手な思いで放置し、道路にはみ出していませんか？

丹精込めてお世話をしている草木でも、実は誰かの迷惑になっているかもしれません。

私有地から道路に張り出している枝や葉は、土地所有者に所有権があり、原則として村で伐採することが出来ません。個人の管理のもとで適切な管理をお願いします。

私有地からの倒木や張り出した枝等で通行中の歩行者や車両（バス）が損傷する事故が発生した場合は、法律によりその所有者が賠償責任を問われる場合があります。

**慶良間諸島国立公園
ステップアップ
プログラム2025**
取組推進のための
ワークショップ
ニュースレター
Vol. 8

第3回ワークショップ
**第2回ワークショップからの進捗を確認し、
次年度に向けて取組を進める方法をみんなで考えよう！**

国立公園満喫プロジェクトの取組の一つである「ステップアッププログラム2025（以下、SUP2025）」で挙げられた地域の取組を具体的に進めることを目的に、令和4年度から地域関係団体の実務担当者が参加するワークショップを開催しています。
令和6年度第3回ワークショップでは、今後の取組を進める上での課題について、参加者全員で解決方法や連携・協働の可能性等について意見交換の他、取組に関連した先進地域の事例紹介を行いました。



【渡嘉敷村】

日 時：2025年2月4日(火) 17:30～19:30
場 所：渡嘉敷村中央公民館1階研修室
参加者：地域関係者 4名



【座間味村】

日 時：2025年2月18日(火) 15:00～17:00
場 所：座間味村歴史文化・健康づくりセンター 集会場
参加者：地域関係者 11名

先進事例の紹介

各村の取組に関連したトピックを設定し、以下の事例紹介を行いました。
水面利用のルールづくり(神奈川県逗子市・東京都小笠原村)
環境保全と人材育成(北海道弟子屈町)
環境整備(沖縄県大宜味村)



渡嘉敷村：意見交換 取り組む課題の見直しや事例について感想の共有をしました。

テーマ	現状・課題	挙げられた主なアイデア
村内事業者との協同による新たなプログラムの開発	<ul style="list-style-type: none"> 地域探求プログラムへ向け昨年度お世話になった方を中心に人材を探している。 	<ul style="list-style-type: none"> WS参加者に協力してもらうのはどうか。 地域探求プログラムの内容で必要な人材像を共有し、人の紹介ができるとよい。
部落内・道路の景観整備	<ul style="list-style-type: none"> 防犯等のため街灯を覆うような枝を払う目的だが、人材や資金が不足しており、取り組むのが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 枝払い個人での対応や業者への委託が基本となる。 ボランティアによる整備事例を知れるとよい。
海のルールづくり支援	<ul style="list-style-type: none"> 利用のルール周知するため看板を設置した。理解を得られないこともあったため、ルールの一部修正に向けた検討をしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 県外の観光客や事業者にもルールを守ってもらうように検討ができるとよい。
ホエールウォッチング自主ルールの周知	<ul style="list-style-type: none"> ポスターは観光協会や宿泊施設で掲示してもらうことができた。 他の場所でもポスターを掲載できるようにしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の媒体や広報事例を参考にしながらポスター掲載を検討するのはどうか。

座間味村：意見交換 課題解決に向けた意見交換を行いました。また事例の紹介をしました。

テーマ	現状・課題	挙げられた主なアイデア
冬場の欠航時のアクティビティ紹介と情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 夏も冬も共通した観光の目的として、晴れていれば海で泳ぎたいという希望は多い。 船が全便欠航した際に、夏場は「どうにかして帰りたい」というニーズから、観光客向けにチャーター船の手配を行っている。 一方、冬場は夏場よりチャーター船の単価が高いことから、観光客にフェリーの運航再開を待つことを案内する。 その際に島で待つ間に出来るアクティビティ紹介をしたいが、その時紹介できるものをSNSを駆使しても調べきれないことが課題。 どんなアクティビティが紹介できるのか今一度確認したい。 	<ul style="list-style-type: none"> 観光客のニーズとして島の地物を使った料理やクルーズによる周遊といったものがある。 野菜の収穫体験や漁でとれた魚の見学等を検討できるとよい。 ビーチクリーンや展望台巡り等現在紹介しているコンテンツの他にも、やちむん作り等のコンテンツ造成も検討したい。 アクティビティ紹介等の情報共有について、以前作成されたLINEの情報共有グループの見直しや冬場のコンテンツ提供に関するアンケート調査の実施、来島者数情報の見える化ができるとよい。

主催：環境省沖縄奄美自然環境事務所

各 位

令和 7 年 4 月 吉日
株式会社 東信興建

道路工事への御協力願いについて

この度は、令和6年度 村道阿波連線道路改良工事の施工を行う事になりました、(株)東信興建 と申します。

さて、本工事を施工するに当たり日中の片側交互通行の実施や、また7月・8月の島内繁忙期におきまして、前面通行止めに伴う迂回路通行を計画いたしております。

出来限り早めの竣工を目指し施工をおこないますので、工事へのご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

工事中は、徐行運転・船舶送迎は、時間にゆとりを持って通行下さい。

工事施工場所



工 事 名	: 令和6年度 村道阿波連線道路改良工事	
工 事 場 所	: 渡嘉敷村字渡嘉(中の橋からくみみ橋区間)	
工 事 期 間	: 自 令和 7年 4月 14日～至 令和 7年 10月 10日	
発 注 者	: 渡嘉敷村役場(観光産業課)	
	担当監督員 : 小久保 栄太郎	電話 098-987-2323
施 工 業 者	: 株式会社 東信興建	電話 098-856-5752(本社)
	現場事務所 渡嘉敷村字渡嘉敷325番地	電話 098-987-2566(渡嘉敷)
	現場代理人(工事責任者) 熊谷 圭樹	携帯 090-2852-5966

住民、旅行者の皆様へ

～ セグロウリミバエのまん延防止にご協力ください ～

うり類などの植物（野菜・くだもの）の 移動が制限されます。

うり類などの植物に被害を与えるセグロウリミバエのまん延防止、早期根絶に向けて植物防疫法に基づく緊急防除を令和7年4月14日から実施します。

緊急防除に伴い、以下の植物を、沖縄本島から沖縄県外や県内離島^{*}へ持ち出すことができません。

なお、箱（外側）に「移動制限植物検査 合格証」が貼られているものであれば持ち出すことができます（右図参照）

※ 本島内市町村に属する離島を除く。



沖縄本島からの移動が制限される植物（例）

【以下の植物の生果実と花】

（野菜）

うり類（ゴーヤー、カボチャ、ズッキーニ、ヘチマ、スイカ、トウガン、キュウリ、メロン、モーウイ、シロウリ、マクワウリ、ユウガオ、ハヤトウリ など）、
サインゲン、トウガラシ、ピーマン、パプリカ、トマト、ミニトマト、ペピーノ
など（注）オクラ、レタス、ナスは持ち出せます。

（くだもの）

パッションフルーツ、パパイヤ、バンジロウ（グアバ）、ドラゴンフルーツ、
パラミツ（ジャックフルーツ）フトモモ、マレーフトモモ、スモモ、サボジラ、
ノニ、オウギヤシ、ナンヨウザクラ など

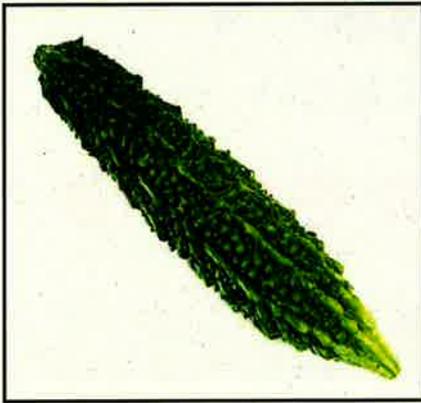
（注）マンゴウ、バナナ、パイナップルは持ち出せます。

農林水産省

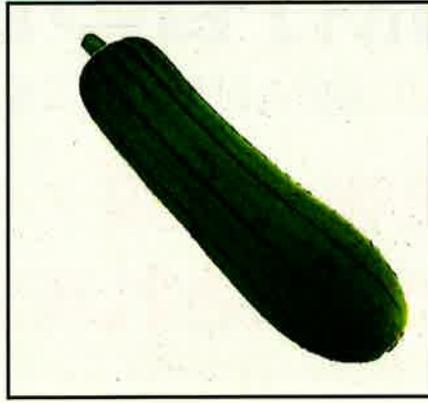
那覇植物防疫事務所 098-868-1679 那覇空港出張所 098-857-0054
平良出張所(宮古島) 0980-72-2433 石垣出張所 0980-82-2312

渡嘉敷村役場 観光産業課 振興係 098-987-2323

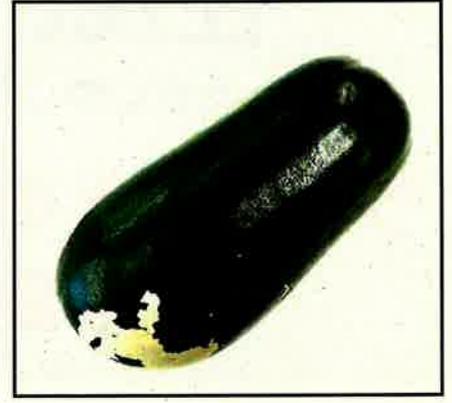
沖縄本島から持ち出せない植物



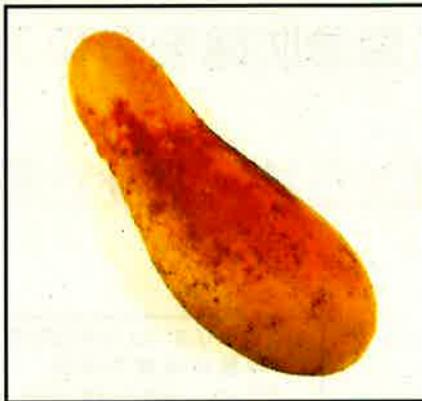
ゴーヤー



ハチマ



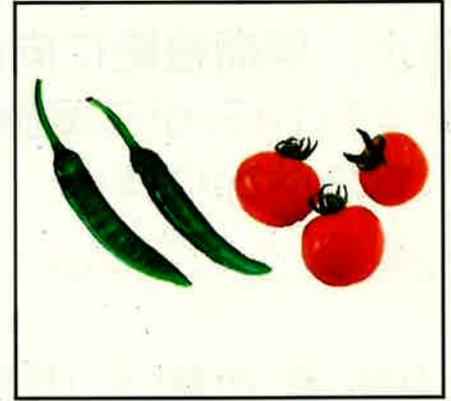
トウガン



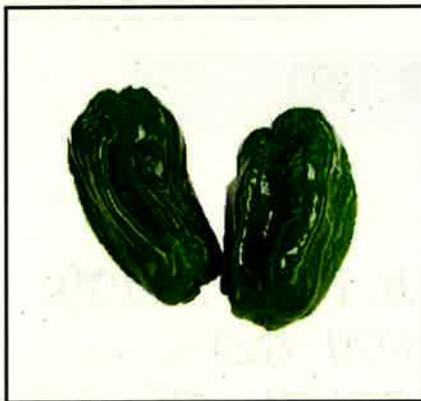
モーウイ



カボチャ



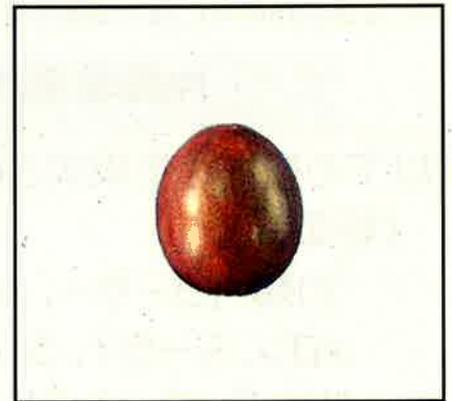
とうがらし、トマト



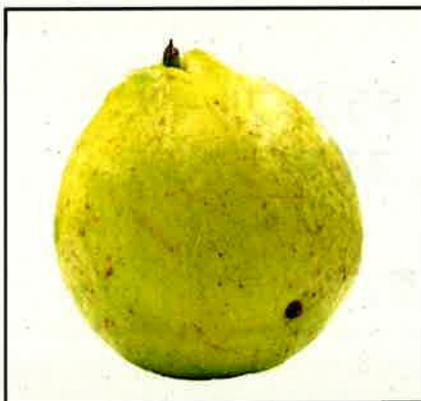
ピーマン



さやいんげん



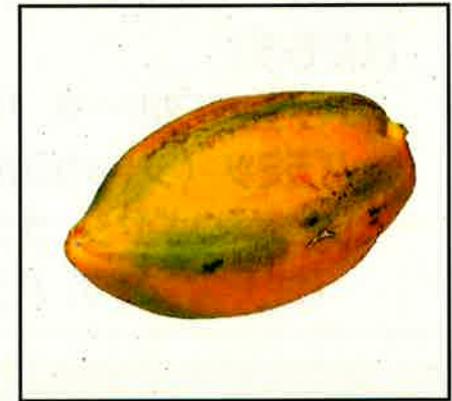
パッションフルーツ



バンジロウ (グアバ)



ドラゴンフルーツ



パパイヤ

※ここで紹介した植物は一例です。詳しくは、最寄りの植物防疫所にお問い合わせください。

渡嘉敷村役場 観光産業課 振興係 098-987-2323

セグロウリミバエが発見されました！

令和6年3月以降、沖縄本島地域（中北部）で、海外から侵入した農作物の害虫セグロウリミバエがトラップ調査により相次いで発見されています。本種が定着すると農作物に大きな被害を及ぼす恐れがあるため、防除を実施しております。皆様の**防除へのご協力をお願いいたします。**

体長8～9mm



セグロウリミバエ



体長7.5～9mm

ウリ科果実から
出てきたウジ(幼虫)

寄生する果実

ウリ類（ゴーヤー・ヘチマ・モーウイ・かぼちゃ・スイカ・メロン・トウガン・きゅうりなど）・その他



防除のおもな内容

1) 寄主植物の除去を行っています。

* 家庭菜園や野生植物も対象となります。

* 所有者の同意を得て行います。



畑での除去の様子



2) 寄生果発見地周辺で殺虫剤を散布します。

* 人畜に対して安全性の高い薬剤を使用しています。

3) セグロウリミバエの不妊虫を大量放飼します。

※2025年6月順次開始予定



4) トラップや誘殺板を増設します。



ミバエ用トラップ



誘殺板

セグロウリミバエと他のミバエ類の見分け方

セグロウリミバエと他の主なミバエ類

セグロウリミバエ
(翅に黒い斑紋なし)ウリミバエ
(翅に黒い斑紋がある)

ミスジミバエ

翅(はね)に、くさび型の黒い斑紋がないのがセグロウリミバエだよ！

※ウリミバエは1993年に根絶されていますが、海外からの侵入防止のため、現在でも不妊虫を大量に放飼しています。



- ▶ 北部農林水産振興センター農業改良普及課 : 0980-52-2752
- ▶ 中部農業改良普及センター : 098-894-6521
- ▶ 南部農業改良普及センター : 098-889-3515

渡嘉敷村役場
観光産業課
振興係
098-987-2323

セグロウリミバエのまん延を防ぐため・・・



家庭菜園をお持ちの皆様へのおねがい

①栽培の終了した作物は、速やかに片づけましょう

自然に生えたもの(ナンクルミー)やウリ科雑草も、できるだけ抜き取りましょう。



②不要な果実はビニール袋に入れて密閉し、虫が死滅してから地域のルールに従って処分しましょう



→厚手のビニール袋に入れてねじって固く縛り、ガムテープ等でしっかり閉じる

③地域外へのウリ科果実の持ち出しを控えるよう、お願いします



④家庭菜園では、できるだけウリ科野菜の栽培を控えるようお願いします (多くが家庭菜園から見つかっています!)



⑤もしウリ類果実の中にウジ(幼虫)を見つけたらすぐに下記に御連絡下さい



詳しくはこちら!



沖縄県病害虫防除技術センター
ホームページ
観光産業課 振興係

098-987-2323



連絡先

- ▶沖縄県病害虫防除技術センター : 098-886-3880
- ▶北部農林水産振興センター農業改良普及課 : 0980-52-2752
- ▶中部農業改良普及センター : 098-894-6521
- ▶南部農業改良普及センター : 098-889-3515

環境省コラム vol.1

国立公園とは？

国立公園とはどのような制度かご存じでしょうか？

実は、国立公園は**自然公園法**という法律に基づいて指定されています。

自然公園法（下記）では、世界に誇れるような風景や自然環境などを保護して持続可能なかたちで利用することで、**利用者や地域の皆様がアクティビティをしたり、リラックスしたり、雄大な風景を見て感銘を受けたり、野生生物のすみかを確保したりすることが目的**となっています。

自然公園法 抜粋
(目的)

第1条 この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

全国には35カ所の国立公園があり、それぞれの場所で自然環境の保護と利用の好循環が図られるように様々な取組が進められています。



平素より、慶良間諸島国立公園および環境省の取組等にご協力いただき、誠にありがとうございます。

地域住民の皆様にも国立公園のことをより知っていただければと考え、今年度は広報とかしきに定期的にコラムを掲載させていただきます。

掲載担当：渡嘉敷村役場 観光産業課 観光係 098-987-2323
環境省 慶良間自然保護官事務所 098-987-2662

秘書等が代理で
出席する場合の
結婚祝



地域の運動会・
スポーツ大会への
飲食物等の差入



お祭りへの
寄附・差入



町内会の集会・
旅行等の催物への
寸志・飲食物の
差入



みんなで徹底しよう
三ない運動

贈らない!

求めない!

受け
取らない!

これらのものも、政治家の寄附禁止の
対象となります。

落成式・
開店祝等の
花輪



病気見舞



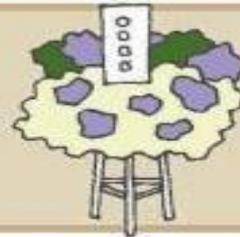
お歳暮・お年賀



入学祝・卒業祝



葬儀の花輪・
供花



秘書等が代理で
出席する場合の
葬儀の香典



総務省 なるほど! 選挙「寄附の禁止」

総務省 寄附の禁止

検索

(公財) 明るい選挙推進協会

明るい選挙推進協会 三ない運動

検索



問い合わせ先：渡嘉敷村選挙管理委員会 担当：比嘉 ☎098-987-2321

出張検査（中止）のお知らせ

陸運事務所では、例年7月、2月に渡嘉敷島へのお出張検査を実施していましたが、出張検査に御協力頂いている整備工場の諸事情により、本年7月の出張検査に対応することが出来なくなりました。

私ども沖縄総合事務局陸運事務所は渡嘉敷村役場、（一社）沖縄県自動車整備振興会とともに、整備工場の確保を模索しておりますが、現時点で対応可能な整備工場の確保が出来ない状況となっております。

つきましては、次回予定していましたが令和7年7月の出張検査は中止となるため、大変ご不便おかけしますが自動車ユーザーの皆様におかれましては、ご自身により沖縄本島まで自動車を輸送していただき、車検整備の依頼を行うようお願い致します。

※車検証有効期限の2ヶ月前から受検可能（短縮無しの更新）です。

（例）車検証有効期間 7/10の場合 ⇒5/10から受検可能

※必要書類等は、ご自身で依頼される各整備工場へご相談ください。

※ 車検依頼する工場等について、どこへ依頼してよいかわからない方は、下記の連絡先へご相談をお願いいたします。

沖縄本島へ輸送する場合：（一社）沖縄県自動車整備振興会

098-877-7065

【その他の問い合わせ先】

渡嘉敷村役場 総務課 : 098-987-2321

陸運事務所 整備部門 : 098-875-0300



春の行政相談所開設



困ったら 一人で悩まず

行政相談



あなたのまちの

行政相談委員にご相談ください



◎行政相談員が相談に応じています。
相談は無料・秘密厳守です。

行政相談委員は米田英明さんです。

(総務大臣委嘱)

*村が国から委託や補助を受けて行っている仕事についての苦情や意見・要望を受け付けます。

医療保険・年金・老人保健・福祉・雇用・労働基準、機会均等・
登記事務・道路・登記事務・母子・児童福祉・戸籍・道路・環境衛生

とき：令和7年5月27日（火）9：00～15：00
ところ：渡嘉敷村中央公民館 1階
担当：行政相談委員 米田 英明
※ご相談は、無料で、相談者の秘密は堅く守ります！！

— お問い合わせ先 —

総務省 沖縄行政評価事務所 那覇市おもろまち2-1-1

Tel 0570-090110/098-867-1100

Fax 098-866-0158

お知らせ：沖縄行政評価事務所では、幅広い相談に対等できる窓口として下記の相談所を設置しています

暮らしの総合行政相談所

那覇中央郵便局1階ロビー西側

Tel 098-836-4910

問い合わせ先：渡嘉敷村役場 総務課 担当：島當 ☎098-987-2321

人権擁護委員って どんな人?

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間のボランティアの方々に、現在、約14,000名の
人権擁護委員が全国の各市町村に配置されていま
す。人権擁護委員は、法務局と連携して、地域の
皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝い
をしたり、人権侵害の被害者を救済したり、地域
の皆さんに人権について関心を持ってもらえるよ
うな人権啓発活動を行っています。

人権擁護委員のき草

人権擁護委員が身に着けるき草(バッジ)のデザインは、外枠が「か
たばみ」の葉で、中が菊型の
「人」の字です。このデザイ
ンには、地を這って広がる
「かたばみ」のように、人権
尊重思想が広がるようにと
の願いが込められています。



き草



かたばみ

法務省人権擁護局ホームページ

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/index.html>



全国人権擁護委員連合会ホームページ

<https://zenrenjinken.org/>



- 差別を受けた ●暴行・虐待を受けた
- セクハラ・パワハラを受けた
- いじめ・虐待を受けた
- インターネットによる誹謗中傷など

気軽にご相談ください。
秘密は守ります。相談は無料です。

みんなの人権110番

0570-003-110

子どもの人権110番(通話料無料)

0120-007-110

女性の人権ホットライン

0570-070-810

インターネット人権相談受付窓口

パソコン・スマホ・携帯電話共通

インターネット人権相談 検索 SOS-eメール
<https://www.jinken.go.jp/>



人権擁護委員：新垣 光枝 (あらかき みつえ)

人権相談日時：2025年6月5日
10時～16時

場所：渡嘉敷村中央公民館

問い合わせ先：渡嘉敷村役場 総務課 担当：島當 ☎098-987-2321

あなたの街の相談パートナー 人権擁護委員



みんなが
幸せな
明日へ

6月1日は人権擁護委員の日です。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

法務省人権擁護局
全国人権擁護委員連合会

無料

人権相談所 を開設します

ひとりで悩まないで、お話ししてみませんか。
いっしょに解決する方法を見つけましょう。



と き：令和7年6月5日（木）
（午前10時～午後4時）

ところ：渡嘉敷村中央公民館 1階

渡嘉敷村人権擁護委員：新垣 光枝さん



お気軽にご相談ください。

相談内容

近隣トラブル、家庭内のもめごと、離婚、扶養、相続、遺言、虐待（児童・高齢者・障がい者）いじめ・体罰に関する問題、借地、借家、その他の人権相談



電話相談は
こちらへ

みんなの人権110番 TEL. 0570-003-110

子どもの人権110番 TEL. 0120-007-110

女性の人権ホットライン TEL. 0570-070-810

【問い合わせ先】 那覇地方法務局人権擁護課 TEL. 098-854-1215

那覇地方法務局・那覇人権擁護委員協議会

問い合わせ先：渡嘉敷村役場 総務課 担当：島當 ☎098-987-2321

令和7年5月の主な予定

日曜日		月曜日		火曜日		水曜日		木曜日		金曜日		土曜日	
								1日	184/4	2日	184/5	3日	184/6
みどりの日 ライナー3便運航		こどもの日 ライナー3便運航		振替休日 ライナー3便運航								憲法記念日 ライナー3便運航	
												4日	184/7
渡嘉敷区定期総会 母の日GG大会 (社協)												村民バレーボール大会 (体協)	
11日	184/14	12日	184/15	13日	184/16	14日	184/17	15日	184/18	16日	184/19	17日	184/20
18日	184/21	19日	184/22	20日	184/23	21日	184/24	22日	184/25	23日	184/26	24日	184/27
		ライナー運休 →											
25日	184/28	26日	184/29	27日	185/1	28日	185/2	29日	185/3	30日	185/4	31日	185/5
						Jアラート試験放送 (11:00)				乳幼児健診 阿波連区ハーリー			



渡嘉敷村



【防災行政無線 戸別受信機】

※災害時や停電時等でも重要な情報を逃がさないために、こまめな電池交換をお願いします！





令和7年6月の主な予定

日曜日		月曜日		火曜日		水曜日		木曜日		金曜日		土曜日	
1日	185/6	2日	185/7	3日	185/8	4日	185/9	5日	185/10	6日	185/11	7日	185/12
8日	185/13	9日	185/14	10日	185/15	11日	185/16	12日	185/17	13日	185/18	14日	185/19
15日	185/20	16日	185/21	17日	185/22	18日	185/23	19日	185/24	20日	185/25	21日	185/26
22日	185/27	23日	185/28	24日	185/29	25日	186/1	26日	186/2	27日	186/3	28日	186/4
29日	186/5	30日	186/6										

5月ウチマー (渡嘉敷区)

村議会定例会

村議会定例会

村議会定例会

慰霊の日 平和学習 (教育委員会)

運動会 (渡幼小中)



渡嘉敷村



村民税や国保税などの納付は
『口座振替』が便利です♪♪

ごみの正しい分け方、出し方に
ご協力をお願いします!

